

本市の指定障害福祉サービス事業者等に対する実施指導において、特にご留意いただきたい改善指示事項を以下に掲載しますので、内容をご確認のうえ、適正な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

サービス	改善指示事項	内容	掲載日
共通 ※地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援を除く	重要事項説明書に不足があったため、改めること（第三者評価の実施状況）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、平成 30 年 4 月 1 日以降、<u>重要事項説明書に以下の事項を掲載して下さい。</u> 「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」 ※第三者評価の実施については、「愛知県福祉サービス第三者評価推進センター」等のサイトをご参照下さい。	H30. 7. 4